１．沿　　革

・平成１４年７月１日

国土交通省設置法の一部改正により、青森陸運支局、青森海運支局及び八戸海運支局が統合され、青森運輸支局となった。

なお、自動車検査場における自動車検査業務については、同日をもって自動車検査独立行政法人へ移行した。

・平成１７年２月１４日

青柳庁舎の海事関係部門を本庁舎へ移転統合した。

・平成１８年７月１日

地方運輸局組織規則の改正により、課制が廃止されスタッフ制となった。

２．管轄区域・・・青森県（海事関係は特例区域）

(1)　青森運輸支局及び八戸自動車検査登録事務所の管轄区域

(2)　青森運輸支局及び八戸海事事務所の管轄区域
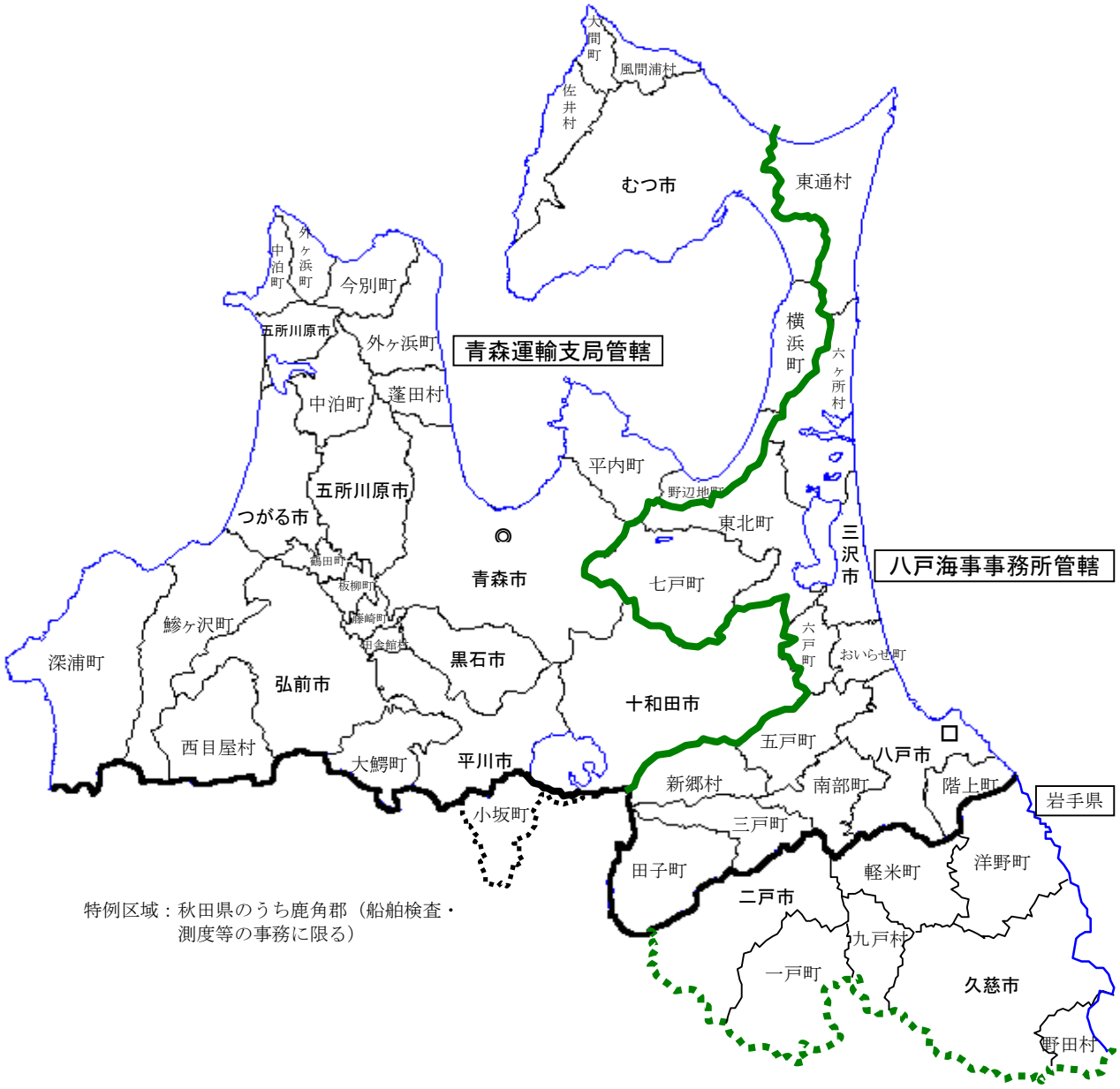
※特例区域：　　秋田県のうち鹿角郡（船舶検査・測度等の事務に限る。）
　　岩手県のうち久慈市、二戸市、九戸郡及び二戸郡